

公債費負担適正化計画

(計画期間 平成19年度 ~ 平成27年度)

市町村名：倉吉市

1 行財政運営について

(1) 行財政運営の課題と取り組み等

- (課題) 税収減や三位一体改革等による厳しい財政状況の中で、基本的な市民サービスを維持しながら、様々な行政課題に的確に対処していかなければならない。
 (目標) 社会情勢の変化や分権型社会に対応できる行政体質の強化。
 (取組) 事務事業の見直しや投資的事業の重点化。定員管理の適正化と人材育成方針の着実な実施。

(2) 財政健全化の課題と対策等

- (課題) 小中学校の耐震化事業、倉吉駅周辺整備事業などの財政負担への対応。
 (目標) 財政健全化計画期間後は安定的で柔軟性のある持続可能な財政運営の確立を目指す。
 (取組) 徹底した内部改革、施策の見直し、収入の確保等の対策を講じることとする。
 歳出削減・歳入確保対策を実施することによって収支の均衡を図る。

2 行財政改革の取組状況について

定員管理の適正化等

- ・平成27年4月1日の職員数を434人にするを目標に、平成17年4月1日の職員数513人を平成24年4月1日までに464人とする。
- 平成23年4月1日現在の職員数は433人。
- ・給与表の切替及び「わたり」の廃止。(H18～)
- ・各特殊勤務手当の見直し及び廃止。(H18～)
- ・現給保障額の段階的な引下げ。平成21年度には現給保障額と給料表額の差額の25%減額、平成22年度は50%減額、平成23年度は75%減額、平成24年度は現給保障廃止。

内部経費の削減

- ・指定管理者制度の導入。具体的には、グリーンスコーレせきがね(H19～)やリフレプラザ倉吉(H21～)などへ指定管理者制度を導入した。
- ・地元住民など使用者が限られている地区施設等を地元へ譲渡し、維持管理費等を削減。(H21～)
- ・土地開発公社の事務局を倉吉市(財政課)が担当。(H20～)
- ・公用車の車検及びリース、コピー機の指名競争入札を一括で執行。(H19～)

事務事業の見直し

- ・社会福祉協議会に自主的な経営基盤の強化を要請。具体的には、人勧カットの導入(H18～)や給与平均3%カット(H20)、退職者補充の抑制(H19～)。
- ・広域生活バス路線運行系統の見直しによるバス運行対策費補助金の削減。(H18～)
- ・市単独補助金の削減(10%カット等)。(H19～)
- ・同和対策高等学校等奨学金廃止。(H21～)

投資的事業の重点化

- ・新規事業の抑制(H17～)

収納率の向上

- ・滞納整理本部を設置。(H17～)
- ・平成23年度からコンビニ収納開始。

その他収入の確保

- ・下水道使用料、簡易水道使用料の改定。(H19)
- ・公用封筒への広告掲載。(H19～)

市税の充実・安定確保

- ・国・県に対し地方財源の確保を強く要望していく。(H17～)

地方交付税総額の確保

- ・必要額の確保を求めていく。(H17～)

国・県支出金の適正化

- ・超過負担を強いることのないよう求めていく。(H17～)

3 公債費負担適正化計画について

(1) 策定方針

- ・すでに事業着手している倉吉駅周辺整備事業(平成23年度完了)や、市民生活にとって重要な斎場建設等を優先する。
- ・新規事業については、緊急性、重要性、必要性を精査し重点化を図る。

(計画の目標)

- ・平成19年度に実質公債費比率がピークに達したが、その後新規事業の抑制や広域連合のごみ処理場の償還がほぼ終了することにより減少に転じ、10年以内に18%未満に抑制する。

(2) 実施状況

《普通建設事業費の抑制》

(単位:百万円)

H20	1,471
H21	2,031
H22	3,414

- ・H21年度の増額は国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金等の影響である。
- ・H22年度の増額は国の地域活性化交付金等の影響である。

(3) 標準財政規模の試算の考え方

地方交付税に算入される公債費の額の増減のみが、標準財政規模に影響するという試算を行った。

(4) 推計表

- 別紙参考様式1 <既往債等に基づく実質公債費負担の将来推計>
- 別紙参考様式2 <別紙参考様式1に転記する「満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等」の将来推計>
- 別紙参考様式3 <新発債等に基づく実質公債費負担の将来推計>
- 別紙参考様式4 <既往債等と新発債等の合計に基づく実質公債費負担の将来推計>

《既往債残高内訳・H22末》

(単位:千円,%)

名称	残高	%
普通債	3,972,408	14.58
土木	1,711,696	6.28
教育	1,731,763	6.36
公営住宅	7,316	0.03
保育所	938,279	3.44
社会福祉	129,062	0.47
辺地対策	626,340	2.30
過疎対策	536,541	1.97
農林水産	536,109	1.97
商工	3,313,650	12.16
その他		
災害復旧債	15,628	0.06
土木	4,847	0.02
農林水産	0	0.00
その他		
合併特例債	2,531,244	9.29
土木	1,623,404	5.96
教育	1,148,320	4.21
基金	921,072	3.38
その他		
特別債	187,809	0.69
特別会計分		
その他	846,686	3.11
市税等減税補てん債	170,587	0.63
臨時税収補てん債	6,291,657	23.09
臨時財政対策債		
合計	27,244,418	100.00

- ・近年の臨時財政対策債の増発で、その割合が大きく伸びてきている。
- ・普通債の中でその他(12.16%)が大きなウエイトを占めているが、その内訳はほぼパークスクエア建設のための起債である。

(5) 議会及び住民にコンセンサスを得るための方策

- ・市報・ホームページなどでわかりやすく説明する。

別紙参考様式1

公債費負担適正化計画

<既往債等に基づく実質公債費負担の将来推計>

団体名:倉吉市
(決裁者:石田 耕太郎)

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

(単位:千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成18年度)	計画策定年度の (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)	第10年度 (平成 年度)	第11年度 (平成 年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	3,253,760	3,223,142	3,027,228	3,016,967	2,942,073	2,960,204	2,702,879	2,667,754	2,523,602	2,443,560		
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「①」欄の数値を転記)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,502,604	1,367,746	1,413,406	1,447,041	1,369,428	1,397,079	1,448,766	1,429,554	1,428,983	1,398,004		
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	951,969	877,073	882,181	873,220	747,306	209,985	223,791	228,794	224,250	171,242		
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	115,270	65,889	50,233	40,716	32,807	32,807	32,807	32,807	32,807	32,807		
⑦ 一時借入金の利子	408	104	0	0	0	0	0	0	0	0		
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,984,806	1,939,391	1,833,000	1,824,148	1,770,911	1,785,966	1,795,594	1,757,769	1,803,222	1,739,014		
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,372,324	1,285,811	1,323,817	1,317,475	1,228,177	903,426	923,058	923,673	936,991	944,981		
⑩ 標準財政規模	14,625,668	14,317,235	14,291,665	14,617,143	14,775,131	14,439,347	14,468,607	14,431,397	14,490,168	14,433,950		

※当該年度発行予定の起債は既往債に含めること。

⑪ 実質公債費比率(単年度)	21.9%	20.8%	19.9%	19.5%	17.8%	16.3%	14.4%	14.3%	12.5%	11.6%		
⑫ 実質公債費比率(3ヶ年度の平均)		22.1%	20.2%	20.8%	20.0%	19.0%	17.8%	16.1%	14.9%	13.7%		

別紙参考様式2

団体名: 倉吉市

<別紙参考様式1に転記する「満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等」の将来推計>

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

(単位: 百万円)

	計画策定年度の 前年度 (平成18年度)	計画策定年度 (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)	第10年度 (平成 年度)	第11年度 (平成 年度)
⑫ 年度割相当額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
⑬ 実質償還額又は理論ベースの償還額のいずれか少ない額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
⑭ 減債基金現在高	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
⑮ 減債基金積立額所要額	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		
⑯ 減債基金不足率	1.000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	#DIV/0!	#DIV/0!
⑰ 減債基金積立不足額を考慮して算定した額	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!

(単位: 千円)

⑱ 別紙参考様式1「③」に転記する数値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
---------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---------	---------

参考

・ 実質公債費比率の求め方については下記のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦} - \text{⑧} - \text{⑨}}{\text{⑩} - \text{⑧} - \text{⑨}}$$

<新発債等に基づく実質公債費負担の将来推計>

1 推 計 表

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

(単位:千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成18年度)	計画策定年度 (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)	第10年度 (平成28年度)	第11年度 (平成29年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)						0	0	45,451	94,331	127,958		
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)						0	0	0	0	0		
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「⑩」欄の数値を転記)						0	0	0	0	0		
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金						0	0	9,200	26,138	43,788		
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金						0	0	173	10,491	11,853		
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの						0	0	0	0	0		
⑦ 一時借入金の利子												
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額						0	0	35,369	56,450	65,902		
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額						0	0	7,881	19,861	35,367		
⑩ 標準財政規模						0	0	43,250	76,311	101,269		

- ※ 新発債についての額を記入すること。
- ※ ⑩標準財政規模の欄には、新発債に伴い増加する額(公債費又は事業費補正若しくは密度補正に算入されることにより、増加する交付税相当額)を記入すること。
- ※ 発行済の起債及び当該年度に発行予定の起債は既往債[別紙参考様式1]に含め、その年度の欄に斜線を記入すること。

2 今後の起債予定額

(単位:千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成18年度)	計画策定年度 (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)	第10年度 (平成28年度)	第11年度 (平成29年度)
公共事業等債						72,300	139,300	138,800	149,000	162,400		
一般補助						209,200	313,800					
一般廃棄物								549,200				
合併特例債						1,500,000	1,938,000	443,800	5,100			
学校教育							131,100	125,200	125,200	125,200		
地方道路等						35,000						
公営住宅建設事業債						337,700		207,000	155,000	150,000		
一般単独事業債						20,600	168,800	15,300	179,300	15,300		
臨時財政対策債						923,250	923,250	923,250	923,250	916,185		
水道事業						166,800	179,800	187,500	187,500	187,500		
下水道事業						1,123,000	1,012,600	1,083,000	1,173,900	1,143,700		
その他の起債						10,200	10,200	10,200	10,200	10,200		
合 計						4,398,050	4,816,850	3,683,250	2,908,450	2,710,485		

[一部事務組合等分]

消防車両整備等						42,700	97,500	11,900	24,500	21,200		
合 計						42,700	97,500	11,900	24,500	21,200		

別紙参考様式4

団体名: 倉吉市

< 既往債等と新発債等の合計に基づく実質公債費負担の将来推計 >

1 推 計 表

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

(単位: 千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成18年度)	計画策定年度 (平成19年度)	第2年度 (平成20年度)	第3年度 (平成21年度)	第4年度 (平成22年度)	第5年度 (平成23年度)	第6年度 (平成24年度)	第7年度 (平成25年度)	第8年度 (平成26年度)	第9年度 (平成27年度)	第10年度 (平成28年度)	第11年度 (平成29年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	3,253,760	3,223,142	3,027,228	3,016,967	2,942,073	2,960,204	2,702,879	2,713,205	2,617,933	2,571,518		
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「⑩」欄の数値を転記)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,502,604	1,367,746	1,413,406	1,447,041	1,369,428	1,397,079	1,448,766	1,438,753	1,455,120	1,441,791		
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	951,969	877,073	882,181	873,220	747,306	209,985	223,791	228,967	234,741	183,095		
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	115,270	65,889	50,233	40,716	32,807	32,807	32,807	32,807	32,807	32,807		
⑦ 一時借入金の利子	408	104	0	0	0	0	0	0	0	0		
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,984,806	1,939,391	1,833,000	1,824,148	1,770,911	1,785,966	1,795,594	1,793,138	1,859,672	1,804,916		
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,372,324	1,285,811	1,323,817	1,317,475	1,228,177	903,426	923,058	931,554	956,852	980,348		
⑩ 標準財政規模	14,625,668	14,317,235	14,291,665	14,617,143	14,775,131	14,439,347	14,468,607	14,474,647	14,566,479	14,535,219		

⑪ 実質公債費比率(単年度)	21.9%	20.8%	19.9%	19.5%	17.8%	16.3%	14.4%	14.4%	13.0%	12.3%		
⑪ 実質公債費比率(3ヶ年度の平均)		22.1%	20.2%	20.8%	20.0%	19.0%	17.8%	16.1%	15.0%	13.9%		

※ 別紙参考様式1と様式3の合計

【参考】 計画策定時における実質公債費比率(3ヶ年度の平均) (計画策定年度:平成19年度)		22.1%	22.9%	23.6%	23.1%	22.2%	21.0%	19.4%	18.2%	17.6%		
--	--	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--	--

【参考】 各計画年度末地方債現在高	33,614,636	31,949,110	29,745,280	27,947,182	27,244,418	27,388,809	28,388,617	28,350,289	27,547,804	26,609,173		
----------------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	--	--

2 地方債現在高に占める主な事業

事業名	事業年度	発行地方債	借入年度	発行額	当年度末残高	最終償還年度
パークスクエア整備事業(1119)	H12	地域総合整備 事業債	H13	3,063,100	1,621,660	H32
小鴨小学校改築(1372)	H18	合併特例債	H19	490,700	432,980	H38
上井羽合線沿道土地区画整理事業(1371)	H18	合併特例債	H19	573,900	518,580	H38

3 今後の地方債発行等に係る方針

① 地方債の新規発行

(今後の方針、考え方を具体的に記載すること。参考となる資料があれば添付すること。)

H22実質公債費比率19.0%の内訳は、普通会計分11.9、公営企業のうち下水道分3.2、公営企業のうち下水道以外分0.9、一部事務組合分2.7、債務負担行為分0.3となっている。
(H20年度から本比率を算定する上で公債費に充当できるようになった都市計画税を、普通会計分と下水道分に充当)
普通会計分のみであれば11.9%と同意団体の範囲内であるが、下水道事業と一部事務組合への準公債費分が実質公債費比率を押し上げている。
市で策定している財政健全化計画に基づき、計画的に普通建設事業を実施していく。この計画は、歳出削減・歳入確保対策を実施することによって収支の均衡を図り、計画期間後の安定的で柔軟性のある持続可能な行財政運営体制の確立を目指したものである。計画にない新規事業については、内容効果などを十分に検討し、慎重な対応をする。

② その他

4 計画期間中における実質公債費比率の適正管理のための方策

① 借換債の発行

(具体的に記載すること。参考となる資料があれば添付すること。)

有利な借換債があれば、積極的に活用する。

② 地方公営企業への繰出金

(具体的に記載すること。参考となる資料があれば添付すること。)

各公営企業とも歳入の確保、歳出の削減に努め、繰出金の抑制を図る。
4年毎に料金の見直しを行い、料金の適正化を図る。
公共下水道については、汚水整備計画を見直し、単年度事業費をおおよそ5億円以内に抑える。

③ 一部事務組合等への補助金又は負担金

(具体的に記載すること。参考となる資料があれば添付すること。)

広域連合が実施する新斎場建設事業・消防救急無線デジタル化事業等については広域連合と関係市町とで十分な協議を行い、歳出の抑制に努める。

④ その他

5 一部事務組合等に係る様式3及び上記①、③についての当該組合等との協議

(協議の時期とその内容)

平成23年9月1日、広域連合と事業、金額、事業期間について協議を行い、合意に至った。